

東京情報大学部室及び同好会室使用要領

1. 本学課外活動団体の部室及び同好会室の使用に関し、この要領で必要な事項を定める。
2. 本要領は、東京情報大学学生会館使用要領（以下「要領」という。）に準ずるものとする。
3. 部室及び同好会室の使用は、学生部委員会の承認を受けた課外活動団体（以下「団体」という。）とし、各団体の申請に基づき学生部委員会で審議のうえ、学生部長が許可する。
4. 同好会室の使用許可期間は、毎年7月1日から1年間とする。ただし、要領または本要領に違反する行為があったときは、使用の許可を停止もしくは取り消すことがある。

附 則

- 1 この要領は、平成14年9月10日から施行する。
- 2 平成2年10月1日施行の東京情報大学部室使用要綱は、廃止する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。